

回答書

「三和小中学校校舎新築工事設計委託公募型簡易プロポーザル」について、次の項目を回答いたします。

質 問 事 項	回 答
<p>同種業務対象施設について</p> <p>「基本及び実施設計とは、新築又は改築に限る。また、該当部分が記載要件を満たす場合は複合建築等でも可」とありますが、次の事例は該当するでしょうか。</p> <p>事例－1 既存中学校に隣接して小学校を新築。渡り廊下でつないで小中連携とした。確認申請上は増築となる。(小学校の延面積は約 4,700 m²)</p> <p>事例－2 廃校になった中学校に小学校を増築。旧中学校部分は小学校に用途変更の上大規模改修した。(小学校増築部分の延床面積は約 1,800 m²)</p>	<p>事例－1 については、500 m²以上の公共建築物の設計実績に該当し、かつ、2,500 m²以上の学校建設設計(10%加算)にも該当します。</p> <p>事例－2 については、500 m²以上の公共建築物としてのみ該当します。</p>
<p>配置計画のための敷地について</p> <p>測量敷地図の CAD データを提供していただけますか。</p>	<p>データの提供については、個別に対応したいと考えておりますので、この回答掲載後、事務局までお問い合わせください。</p>
<p>様式 8 の受賞歴の平成 14 年 4 月 1 日とあるのは、設計完了日、施設の竣工日、受賞歴のいずれですか。</p>	<p>実施設計完了の日付を基準としています。</p> <p>今回については、平成 14 年 4 月 1 日以降に設計の成果を発注者に提出し、要領に指定してある賞を受賞していれば該当になります。</p>
<p>様式 8 の同種業務とは、実施要領 3 ページの同種業務対象施設と同義と考えて良いですか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>様式 10 の手持業務は、設計業務のみで監理業務については記載の必要はないと考えてよろしいですか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>履行期間が平成 31 年 2 月 28 日までとありますが、計画通知まで含めた期間ですか。</p>	<p>左記の履行期間は、計画通知(確認済証)を受けた上で、実施設計の成果を市(教育委員会)へ提出する期間です。</p>
<p>プロポーザル実施要領 5 参加資格要件 (2)イ主たる分担業務分野(建築分野のうち、積算に関する業務を除く業務)を再委託しないこと。とあるが、建築分野とは総合(建築)のみと判断して宜しいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

<p>(様式6)の1「管理技術者及び各主任担当技術者」の記載で、分担業務分野と各主任担当技術者はこちらで欄を追加して記入するのでしょうか。その場合、業務分野名称(例えば「総合(建築)」「構造」「電気」「機械」等)は役職欄に書くのでしょうか。</p>	<p>主任担当技術者については欄を追加して記載してください。 また、業務分野名称は「分担業務分野技術者」欄に記載してください。 (記載例)・総合(建築)主任担当技術者 ・電気設備主任担当技術者 など なお、「役職」欄については、「所属事務所名」欄における役職を記載してください。</p>
<p>主任担当技術者に資格要件はありますか。また分担業務分野の「総合(建築)」の主任担当技術者と管理技術者は同一者でもよいでしょうか。</p>	<p>主任担当技術者としては特に資格要件はありません。また、管理技術者と主任担当技術者は同一者でも可とします。</p>
<p>要領P3の(2)の「ウ」欄の「注：※3」のただし書き以降は「新たに追加する分担業務分野」がある場合に適用という解釈でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>(様式6)の1「管理技術者及び各主任担当技術者」の記載で、分担業務分野が要領P4の分担業務分野の分類に示されている「総合(建築)」「構造」「電気」「機械」のみで他に追加分野が無い場合、(様式12)の「新たに追加する分担業務分野」及びその下欄の「主任担当技術者」関連を記載する必要がありますか。</p>	<p>他に追加する分担業務分野が無い場合は記載の必要はありません。</p>
<p>業務実績の記載で、同一敷地の県営団地(2棟連結型)で、基本設計と実施設計が別に、また実施設計を2工期に分かれて受託した場合、全部を通した工期、面積でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり、全部(2工期)を通した工期、面積として1件の実績といたします。</p>
<p>(様式8)で受賞を証明できる資料として、福島県建築文化賞の場合、県のホームページに掲載されている受賞歴記事でよいでしょうか。または、当時の県発行の冊子の写しでもよいでしょうか。</p>	<p>(様式8)各欄の内容を確認できれば、県ホームページ掲載部分の印刷及び県発行の冊子の写しも可とします。</p>
<p>業務実績に添付する「技術者専任届等」は「管理技術者通知」でもよいでしょうか。また、その写しは(原本は提出されているため)押印のないものでよいでしょうか。</p>	<p>管理技術者通知の写しでも可とします。 なお、技術者専任届の写しを提出する場合は、その写しから法人印かつ技術者氏名印の押印が確認できないものについては、様式13「従事証明書」を使用し、事務所による証明として提出してください。</p>

<p>業務実績に添付する「契約書の写し」は契約書全頁が必要でしょうか。証明する内容（契約者、工期、件名等）がわかる部分でよいでしょうか。</p>	<p>契約書の写しは全頁の写しを提出してください。</p>
--	-------------------------------